

国土交通省説明資料

第1回 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び
管理のあり方に関する検討会

令和4年4月21日

国土交通省 都市局 都市安全課
水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

1. 宅地造成等規制法の一部を 改正する法律案について

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**点検が必要な箇所は約3.6万箇所**(11月末暫定集計)。



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市



現行制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制 → 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



H21.7 広島県東広島市



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法案の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず**、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」
※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化**

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

2

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等



2. 砂防三法による規制区域と 土砂災害警戒区域等について

砂防三法による規制区域

砂防指定地

根拠法 砂防法

指定権者 国土交通大臣

指定区域

- ① 砂防設備を要する土地
- ② 治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地

- 溪流若しくは河川の縦横侵食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は、顕著となるおそれのある区域
- 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域 等

規制行為 都道府県知事による許可制

- 都道府県が条例で定める行為

- 〔掘削、盛土、切土、土石等採取、堆積、竹木伐採等〕

▼災害の形態(土石流等)



地すべり防止区域

根拠法 地すべり等防止法

指定権者 国土交通大臣 又は 農林水産大臣

指定区域

- ① 地すべり区域であって、公共の利害に密接な関連を有するもの
- ② 地すべり区域に隣接する区域(地すべり区域の地すべりを助長、誘発し、又は助長、誘発するおそれの極めて大きいもの)であって、公共の利害に密接な関連を有するもの

規制行為 都道府県知事による許可制

- ① 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの
- ② 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為
- ③ のり切又は切土
- ④ 施設又は工作物の新築又は改良 等

▼災害の形態(地すべり)



急傾斜地崩壊危険区域

根拠法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

指定権者 都道府県知事

指定区域

(※)傾斜度が30度以上である土地

- ① 崩壊するおそれのある急傾斜地(※)で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの
- ② ①に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長、誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域

規制行為 都道府県知事による許可制

- ① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- ② 施設又は工作物の設置又は改造
- ③ のり切、切土、掘さく又は盛土
- ④ 立木竹の伐採
- ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ⑥ 土石の採取又は集積 等

▼災害の形態(がけ崩れ)



土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域

根拠法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

指定権者 都道府県知事

指定区域

土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるため、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

- 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ハザードマップの配布【市町村等】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】

土砂災害特別警戒区域

土砂災害により建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制をすべき土地の区域

- 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- 建築物の構造規制【都道府県又は市町村】
- 建築物の移転等の勧告【都道府県】

土砂災害関係の4法律

